

太陽光発電設備に係る課税標準の特例

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例は、平成24年5月29日～平成28年3月31日までの間に取得された設備については、一定の条件を満たす「売電型」の設備に適用されますが、平成28年度の税制改正により、平成28年4月1日～平成30年3月31日までの間に取得された設備については、一定の要件を満たす「自家消費型」の設備に適用されることになりました。

| | | |
|-------|--|---|
| 取得時期 | 平成24年5月29日から 平成28年3月31日まで | 平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで |
| 対象設備 | 「売電型」 固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備で、発電出力が10kw以上のもの | 「自家消費型」 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備（固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外です） |
| 課税標準額 | 価格（評価額）の3分の2 | |
| 適用期間 | 最初に固定資産税が課すべきこととなる年度以後3年度分 | |
| 添付書類 | 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し | 一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し |

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）のお知らせ

● 税務課資産税係 ☎64-7703 ●



太陽光発電設備（償却資産）の申告

太陽光発電設備は固定資産税の償却資産に該当し、申告の対象になる場合があります。所有している太陽光発電設備の設置状況をご確認ください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告する必要があります。

償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

申告が必要な場合

- **法人**…………… 事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産として申告の対象となります。
- **個人（個人事業主）**… 店舗やアパート、農業などの事業を営む人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産の申告の対象となります。
- **個人（住宅用）**…………… 発電出力が10kw以上の設備の場合は、売電事業の資産となりますので申告の対象となります。

| | 10kw以上の太陽光発電設備 【全量売電・余剰売電】 | 10kw未満の太陽光発電設備 【余剰売電】 |
|---------|-------------------------------|--------------------------|
| 法人 | 申告対象 | 申告対象 |
| 個人（事業用） | 申告対象 | 申告対象 |
| 個人（住宅用） | 申告対象 | 申告対象外 |

※屋根建材型のパネル（置き型でないもの）は家屋として評価されますので、償却資産の申告対象外となります。

※上記に該当する設備を所有の人で申告の対象かわからない場合など、ご不明な点がございましたら、税務課資産税係までお問い合わせください。



伊勢崎税務署から消費税軽減税率制度説明会のご案内

伊勢崎税務署では、事業者を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。軽減対象品目の取り扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品などを購入する事業者や消費税の免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

| 開催日 | 開催時間 | 開催場所 |
|----------|--------------|------------------------------|
| 10月4日（水） | 午前10時～11時30分 | 文化センター（視聴覚室） 玉村町大字福島325 |
| | 午後2時～3時30分 | |
| 10月5日（木） | 午前10時～11時30分 | 伊勢崎文化会館（小ホール） 伊勢崎市昭和町3918 |
| | 午後2時～3時30分 | |

※全て同一の内容ですので、ご都合のよい日時・会場にご出席ください。なお、会場の事情により、出席者多数の場合には、入場を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※説明会に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

伊勢崎税務署 法人課税第一部門 ☎25-4045（内線61・62）

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。